## 大阪市水道局告示第65号

次の金融機関の店舗について、指定取消しの決定をしたので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月7日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	店	舗	名	所	在	地	取消年月日	継承店
近畿産業信用組合	大正橋 支店			大阪市西区	千代崎 1	-22-1	令和7年11 月14日	難波支店

(水道局総務部経理課)